

夷島における近世大名の創出——蠣崎（松前）慶広と豊臣・徳川政権

工 藤 大 輔

はじめに

夷島・津軽両地域における中世から近世への移行期の政治権力の形成過程については、拠るべき史料に一次史料が少なく、少なからず編纂物史料に頼らなくてはならないという制約がある。

そのなかで、夷島の蠣崎（松前）氏のばあい、こうした史料による歴史叙述においては、アイヌ民族との間で繰り広げられた武力闘争を克服することで、和人館主勢力間で政治的に優位に立つ地位を確立したとする。しかし、こうした叙述には館主間同士の争いもアイヌ民族との戦いのなかに仮託されるという、「戦争の記憶」があつた。^①一方、大浦（津軽）氏のばあいにおいても、南部氏との間での領知の「伐取」を繰り返し、それを克服することで、実質的な津軽支配を確立したとする。しかし、後の弘前藩主の由緒書には、熾烈なアイヌ民族の掃討戦の「戦争の記憶」が刻まれていた。^②しかし、それはオフィシャルな「弘前藩史」には描かれない歴史像でもあつた。

問題意識としては、まず最初に、後に松前藩の初代藩主となる蠣崎（松前）慶広の夷島における政治権力の掌握過程を検証し、つぎに天正十八年の奥羽・日の本仕置を通じて、夷島の（実質的な）大名権力の確立過程を検討することに置くことにしたい。そして、統一政権のなかに飲み込まれた夷島が、政治的にどうこれと向き合うことになったのかという点について、ふたつの軍役、具体的には朝鮮出兵と閔ヶ原への参陣から論じていきたい。とくに、夷島の閔ヶ原についてはまったく史料がない、津軽氏に課せられた軍役を縦軸に置きながら検討していくことに

小稿では、いよいよ豊臣・徳川政権と向き合わなくてはならなくなる、天正十八年以降の夷島での蠣崎氏による地域大名権力の形成について考

する。

以上の検討により、当該期における地域権力の到達点の一端を、新たな近世大名として誕生する蠣崎（松前）氏の動向を通じてみていくことができればと思う。

一 蠣崎慶広の家督相続をめぐつて

松前家の家譜『新羅之記録⁽³⁾』によると、天正十年（一五八二）、蠣崎慶広の父季広は隠居する。そして、家督が慶広に譲られたのもこの年のことであった。ただ、その過程は平坦なものではなく、季広の代に、夷島の政治状況は大きく転回した。それまで夷島の和人勢力として蠣崎氏と二分する勢力を誇っていた、安藤（東）氏の系譜に連なる下国師季が、永禄五年（一五六二）にアイヌ民族から攻撃を受け茂別を退き松前へ逃れた。これをきっかけに、下国氏は蠣崎氏に臣従していくことになった。⁽⁴⁾

そして、蠣崎氏に臣従した後の下国氏は、師季が蠣崎氏の外交担当者

いたともいわれる⁽⁵⁾。正広は、安土城での接待の際に信長が謁見し、信長から折紙書状を与えられ、帰国後はこの書状を掲げ独立を企てたのだという⁽⁶⁾。夷島を追放された正広は愛季に従い、天正十四年に出羽国仙北高寺の陣で没するが、正広と愛季を結びつける存在として、師季がいたのではあるまいか。また、「下国伊駒安陪姓之家譜⁽¹⁰⁾」によれば、師季は後に嫡子式部とともに追放されている。師季親子の追放は、慶広派との対立がその背景にあり、正広の追放と何か関係があるものと考えたい（正広派の排除）。したがって、夷島における蠣崎氏の領主権は、下国氏が臣従した後においても、しばらくは決して盤石なものではなかつたとみていいだろう。

しかも、季広の後継者をめぐる争いは、この慶広派と正広派の争いだけではなかつた。『新羅之記録』によると、季広の長女は、「長子」でありながらも女性であることから家督を継ぐことができず、婿の蠣崎基広を家督に立てようとした。しかし、季広に基広の「陰謀露顕」したために、基広は討たれた。そこで、この長女は季広の近習である「丸山某子」に取り入り、季広の嫡男舜広に「鳩毒」を与え、彼は永禄四年に死亡した。さらに、二男元広は、季広の妹婿明石右馬助季衡入道雲心の婿となつていたが、長悪いの後、永禄五年に死亡した。不幸なことに季広は、わずか二年の間に嫡男と二男を失うことになった。

こうした経過を経て、季広の後継者として三男の慶広が浮かびあがり、正広派との後継者争いを凌ぎ、季広から家督が譲られたのであつた。正広が信長の書状を受け取ったのが天正六年、季広が隠居する天正十年まで蠣崎氏内部の争いは続いていたのだろう。

また、季広の代、とくに天正六、七年は一次史料もいくつか残つてお

り、アイヌ民族との緊張関係は依然としてあるものの⁽¹⁾、これまで述べてきたように、慶広を取り巻く環境が混沌としていたのと比すれば、動静は穏やかであったようだ。さらに、安東愛季との通交も密で、天正六年七月の大浦為信による浪岡城攻略の後に、夷島から援軍を差し向ける意志を愛季に示し、為信への挾撃作戦を展開しようとしていた。こうして蠣崎氏の家督が慶広に譲られることで、『新羅之記録』の軸足にも変化がみられた。すなわち、

①季広朝臣之代迄者仰河北檜山之屋形安日家於家督主君之處、慶広朝臣之代、天正十八年秋、閔白豊臣秀吉公進發小田原追討北条家、定関東之仕置被仰付奥州・羽州之檢地・仕置、依両國中之領主皆令參勤、

②三月二十八日帰国而令拝謁老父、時季広朝臣畏、低頭合手、吾通若州之屋形於書札、依令一家之名對面若州、若州以下北國中者雖被知其聞不遂上洛之本望、猶仰河北檜山之屋形於主君矣、貴殿今成日本國之大將軍大閣秀吉公之直忠臣、是家運弥増々長久、子孫繁榮之基、幸甚々々、我老後之喜悅不過之而、為懇懃於三札、

(傍線はともに引用者による)

とあるように、「元祖」信広以来一貫して家督と仰いできた安藤（東）氏から決別し、慶広は「日本國之大將軍大閣秀吉公之直忠臣」とあるよう、統一政権と向き合い近世大名としての歩みを始めることになるのであった。そうした意識を反映してか、『新羅之記録』下巻の冒頭、慶

広に関する記事は、

新三郎民部太輔慶広朝臣者依為三男令結屬津輕波岡之御所、抑此波岡之御所者後醍醐天皇之御宇陸奥國司北畠源大納言鎮守府將軍顯家卿之末孫、永祿三年春慶広朝臣十三歳而渡津輕、謁波岡之御所右衛門督頭慶朝臣、此時為從松前渡海船著之、賜稻我郡之野田玉川村、

(傍線・波線は引用者による)

という一節から始まっている。浪岡御所は、檜山の安東愛季との関係が深く、愛季の嫡女が北畠顯村と婚姻関係にあつた。さらには、浪岡御所からの上洛使節としてその名がみえる「奥州津輕之南部弥左衛門」本人、もしくは兄弟と目される人物が、織田・豊臣政権と、下国愛季とつぎの実季との間の連絡使節であつたという。その意味では、すでに季広の頃に確認できることではあるが、安東氏と浪岡北畠氏、そして蠣崎氏という三者の関係性の上で、慶広の立ち位置を捉えるべきということであろう。そして、歴史叙述ということでいえば、さきの①②の叙述にうかがえるように、慶広を安藤（東）氏から切り離しているという点は注目されよう。

とくに、下巻冒頭の傍線部にある「令結属津輕波岡之御所」という表現からは、慶広の浪岡北畠氏への強い従属性をみてとることができよう。しかもそれが「依為三男」とあるように、三男であるがためというのが理由とされるのは、この部分の史料解釈を難しくさせる。そして、波線部では永祿三年に十三歳の慶広は、浪岡御所に謁見したとあり、これは「烏帽子親かたがた偏諱名乗りを得て元服させたようにも読み取れる」⁽¹³⁾という。季広は、長男舜広には安東舜季から、三男慶広には浪岡御所顯

慶から偏諱をうけさせたのであった。そこで、推測ではあるが、さきの「依為三男」というのは、蠣崎氏は、たとえば季広が安藤（東）の諱「季」字をいただくように、長男（もしくは家督継承者）を安藤（東）氏に、次三男のいずれかを浪岡御所との関係性を持たせ、それぞれの交渉窓口としようとしていたのではないか。そして、今回のばあい、慶広が浪岡御所に「結属」したその翌年に舜広が死亡したため、結果として慶広が家督を継承することになったといえようか。

こうしてみたとき、慶広派と正広派の対立は、浪岡御所—慶広ラインと、檜山屋形（安東氏）—下国師季・正広ラインが背景にあつたとは考えられないか。天正六年八月の上洛と信長からの書状の拝領、そしてこの書状を掲げて帰国後独立へ向けて動いたという正広の動向⁽¹⁴⁾に、その直前の七月二十日に大浦為信に攻められ、浪岡御所が滅亡した意味合いは大きかったのではないか。海保領夫氏は、この頃の対織田政権への対応（具体的には檜山屋形からの自立）をめぐって、季広—慶広の慎重派と、一族内で発言力が強いという正広らの積極派との間で対立が生じたもの⁽¹⁵⁾といふ。しかし、これまで述べたように、浪岡御所と慶広との関係性などを勘案すると、正広のグループの方が檜山屋形とのつながりが強いと考えられるのではないだろうか。ともかく、慶広の代になり『新羅之記録』の歴史叙述のなかから、檜山屋形の姿が薄くなっていくのは確かなことであつた。

さて、慶広が蠣崎の家督を継承したちょうどその頃、津軽海峡を挟んだ向こう側の津軽地域では、大浦為信が、対南部氏との領知の「伐取」では降伏・和睦といった状況に追い込まれていたものの、たとえば、天

正十五年に安東愛季が仙北淀川の陣で急死するなど、北奥の状況が大きく変化したことにより、再び津軽独立へ向けて動き出した。しかし、豊臣政権の「惣無事」の論理による「天下統一」といった時代の波には最早抗うこととはできず、津軽独立の舞台は豊臣政権との外交の場にとつて替わることになった。そして、これは海を越え夷島の慶広のもとへも押し寄せてきた。慶広は、統一政権との接触を夷島の和人勢力のなかでの地位を搖るぎないものとするため、さらには、檜山の屋形の影響から離れ「夷島独立」を目指すべく動きだすのであった。

二 慶広の出仕—「無心元思」とは

豊臣政権が日本列島の北の果て（もしくは東の果て）に具体的なイメージをもつて各大名に臨むようになったのは、関東奥惣無事令を発した天正十四年（一五八六）末以降のことといわれ、天正十八年七月の秀吉書状にみえる「出羽奥州津軽果迄、置目等為可被仰付」という文言、さらにはおなじく天正十八年の「今度は、奥州・日の本まで、年月を経て、おほせつけらるべく候」の「日の本まで」の文言は、豊臣政権が東の果てに到着することを標榜した文言であったという。⁽¹⁶⁾ そして、天正十八年七月晦日、秀吉はつぎのような朱印状を発給した。⁽¹⁷⁾

○晦日、秀吉書牒ヲ四国ヨリ出陣セシ六將ニ投セラル、^(トウ)

去廿二日書状披見候、到富士之根ニ参着、即材木有所見立、道已下申付候由、被聞召届候、尤ニ被思召候、早々言上之儀、悦覺召候、大仏材木、年を不越様ニ入精可申付事肝要候、仍去廿六日下野国宇

都宮へ相移、逗留候、佐竹・宇都宮其外諸侍、足弱共被差上候、城之事も相改、不入処者破却之義被仰付候、会津者先近江中納言差遣

候、一昨日伊達左京大夫為御迎寵越候間、近日会津^(江)者可被移御座候、出羽・奥州へ其三手ニ相分被差遣御人数候、此度御置目等為可被仰付、如斯候、両国之義者不及申、津軽・宇曾利・外浜迄、悉足弱共為在洛差上候、蝦夷島^(江)被成下御朱印候、不致出仕候ハ、被指渡御人数、悉剝首候、猶木下可申候也、

七月晦日

秀吉公
御朱印

羽柴土佐侍従とのへ

蜂須賀阿波守とのへ

生駒雅楽頭とのへ

戸田民部少輔とのへ

福島左衛門大夫とのへ

脇坂中務少輔とのへ

(傍線は引用者による)

ここで注目したいのは傍線部で、陸奥・出羽両国に加え「津軽・宇曾利・外浜迄」の足弱衆の上洛と、夷島に対しても朱印状を発給して出仕を促し、もし応じなければ軍勢を差し遣わして「悉剝首候」という意志を示している。そして、朱印状の意義について長谷川成一氏は、奥羽両国ならびに「津軽・宇曾利・外浜」までの各大名たちの参勤と足弱衆の上洛を命じることで、豊臣政権の軍事動員が全国へ及ぶことが可能になり、ここに軍役大系が完成し、全領主階級を指揮下においていたといつてもよからう。ただし、蝦夷島には出仕を求める朱

印状を発給するにとどまり、いまだ足弱衆の上洛を命じるまでは至っていないことが明らかである。

といい、夷島に足弱衆の上洛を命じなかつたのは、夷島を夷域として認識していたからであつたと位置づける。⁽²⁰⁾ そして、これによつて、夷島の蠣崎氏は、遂に出仕を余儀なくされたのであつた。そして、奥羽の各大名たちは足弱衆を伴い上洛を果たし、大浦為信も天正十八年十二月に上洛した。

この朱印状をうけて、慶広はいよいよ上洛することになる。これに関する『新羅之記録』は、つぎのように伝える。

秋田東太郎実季朝臣十六歳而初上洛給、慶広朝臣聞之、無心元思、
(天正十八年)九月十五日渡海津軽、対面前田筑前守利家父子、到秋田、会木村常陸守綱行、行仙北邊大谷刑部少輔吉忠、其後実季朝臣同心而十月二十一日、立湯河上洛、檢地之輩先帰洛而、從跡狄之嶋主蠣崎民部太助令上洛之由被言上、

(中略)

同^(十一月)二十九日於聚樂亭奉初謁、狄之嶋之為体共預忝恩問也、

(傍線は引用者による)

慶広が下国安東実季を伴つて上洛したと伝えるこの記事は、よく知られているものであるが、その解釈として、たとえば、海保嶺夫氏は、安東（秋田）実季の上洛を「心元なく」思つた蠣崎慶広は急ぎ上洛し「実季朝臣同心のうえ前田利家ら日本海沿岸諸大名の斡旋で十二月に聚樂第で秀吉に謁した。

とする。また、実季との関わりで、最近の秋田県内の自治体史の記述を

みてみると、たとえば、『秋田市史』第一巻中世通史編では、

天正十八年九月、まだ十六歳の実季が上洛すると聞いて、心もとなく感じた慶広は同行を申し出た。とくに私戦停止令に逆らい太閤の不興をかっており不利な状況にある安東家の行末を心配してのことだつた。

と記し、さらに、『能代市史』通史編I原始・古代・中世では、

(実季は—引用者註) 天正十七年に南部氏とともに上洛を求められ

ていたが、それも果たせなかつた。客観的には湊合戦で身動きできなかつたこともあるが、それは惣無事令違反事件であるから、秀吉に対しては上洛不能の理由にはならなかつた。その件で心配をしたのが松前の蠣崎氏であつた。

(中略)

実季が上洛すると聞いた慶広は、九月に松前を発し、津軽で前田利家に会い、秋田で木村常陸介に会い、仙北では大谷刑部に会つた。

いずれも仕置のために奥羽の各地にいた秀吉の重臣である。いわば根回しを十分におこなつていて、そして、十八年十月二十一日に湯河湊から出帆した。そのとき実季も同道した。

(23) これらの叙述をみてみると、『秋田市史』では、慶広と実季とは親子ほどの年齢差があるせいか、慶広はずいぶんと実季に情をかけているように叙述する。一方、『能代市史』では、『秋田市史』とも共通する点として、実季が惣無事違反に問われるなどを心配し、おそらくはそのため、慶広が豊臣政権の重臣たちに根回しをしたと読み取っている。

(24) ここで注目したいのは、慶広が何に対しても「心もとなく」(傍線部)

思つたのかという点である。改めていうまでもないが、「心もとない」とは、「何か首尾よく運ばない事などについて、不安である、あるいは、危ぶみ懸念している」⁽²⁴⁾という意味である。『秋田市史』『能代市史』では実季が「まだ十六歳」であることに加え、湊・檜山合戦が豊臣政権から惣無事違反に問われることになることが、慶広が「心もとなく」思つた理由と解釈している。そして、海保氏は、実季の上洛が慶広の懸念するところであったと理解できる。

慶広は、実季上洛の報を耳にして「心もとなく」思つたのだから、海保氏のいうように実季の上洛に対して、慶広は「危ぶみ懸念している」という解釈になる。では、なぜ実季の上洛を慶広が懸念しなくてはならなかつたのか。それは、『能代市史』の解釈のように、慶広が上洛の途上で、しかもまだ実季が同行する前に前田利家をはじめ、秀吉の重臣たちに会い、何らかの根回しをしているところに理由があるのでないか。実季の耳に入つては困ることが、慶広にはあつたのである。⁽²⁵⁾

実季への上洛命令は、すでに天正十七年八月二日に届いており、これは南部氏に対して実季のほか、大浦為信らを伴つて上洛するよう求めるものであつた。⁽²⁶⁾ 津軽独立を目指す大浦氏のこの頃の行動は南部氏の内紛とみなされ、はやり惣無事違反を問われることになつていて、したがつて、この時の上洛命令は、惣無事違反を繰り返した者たちへの事情聴取といった意味合いをもつていた。⁽²⁷⁾ そして、ちょうどその頃、夷島の蠣崎慶広は、つぎのような書状を南部氏に認めている。

乍恐以書状申上候、仍御郡中弥御静謐之由可然奉存候、然者去年以來不申上候事奉失本意候、隨而菫子之御鷹一連進上之、誠以奉表御

音信之一儀許候、猶八戸監物致御披露、恐惶謹言、

九月三日

進上三戸

參人々御中

上封折懸包

蠣崎民部大輔

慶広

進上三戸

參人々御中

右之通天正十七己丑年九月三日被仰遣、松前より御紙面之趣を以諸

事御察見被遊候様奉存候御事也、

この文書は、寛政年間（一七八九—一八〇一）に盛岡藩記録方を務めていた平沢親常が著した「御当家記録」²⁸⁾に収めされているものである。これによれば、天正十七年九月三日に慶広は、当時比内をめぐつて檜山安東勢と争っている南部氏に対して、鷹を送つて好みを通じているのである。しかも、「去年以来不申上候事奉失本意候」とあるように、すでに前年から慶広は南部氏に接触していることがうかがえる。

この書状について、海保嶺夫氏は、「本物とすれば、天正中期段階では蠣崎氏は安東氏と南部氏とに二股膏薬的対応をなしていたことが証明される」と評価するが、最近の研究成果である『新青森市史』資料編2古代・中世では、慶広がこうした行動に出ることができたのは、天正十五年に愛季が没したからで、これによって蠣崎氏が安東氏から離反できる条件が生まれたとする。²⁹⁾ここでは、後者の評価に妥当性をみ、これに

したがつて話を進めていくことにしたい。

慶広と南部氏とは、天正十六年以来好誼を通じていることがここから分かるが、とくにこの書状は、実季や大浦氏など惣無事違反を問われるであろう者たちの上洛命令のあった直後のものである点に意味があるのではないか。つまり、慶広は南部氏を通じて豊臣政権とつなぎを作り、実季が惣無事違反を問わされることを逆手にとつて、夷島の独立を目指そうとしたのであるまいか。前田利家が南部氏の取次役であつたことはよく知られているところであり、情報収集や豊臣政権への働きかけは安東氏よりも南部氏の方が長けていたともいう。³⁰⁾慶広が南部氏に接近したのはそのためであった。

したがつて、慶広がこのときに「心もとなく」思つたのは、自らに先んじて実季が秀吉に恭順の意を示すことで、夷島独立の目論見が危うくなることを懸念したということではなかつたか。そこで、慶広は急遽渡海して津軽で前田利家と会い、その後も実季と会う前に、検地のためにこの地を訪れている面々との面会を繰り返したのではないか。つまり、慶広の根回しは実季のためではなく、惣無事違反に問われるはずの実季を蠣崎氏自身のために上手く利用するためのものであつた。もちろん、七月晦日付の朱印状がある以上、慶広はそれに応じて出仕しなくてはならなかつた。ただ、そのためには十分な根回しが必要で、実季の上洛は蠣崎氏の準備がまだ整つていらない状況下でのものであつたのかもしれない。ともかく、天正十六年以降にはじめて慶広が南部氏に好みを通じたのは、南部氏は情報収集能力が高く、前田利家を通じての豊臣政権側へのアプローチが可能であるからと読んだからではないか。そして、利家

もまた天正十八年末の奥羽・日の本仕置に際しては、南部氏・大浦氏、そして蠣崎氏の取次役となり、異域・境界領域を国内に仕立てあげていく過程で、中心的な役割を果たしたのであつた。³²⁾

天正十九年一月十七日付の実季宛の領知安堵の朱印状には、夷島が欠けている。これは、慶広が実質的に独立した大名として扱われることになつたことに加え、実季の小田原不参などによる懲罰的な意味があるともいわれる。³³⁾ その一方で、おなじく惣無事違犯を問われる可能性のあつた大浦氏は、積極的に鷹を献上するという中央工作を開いて、遂には津軽独立を果たした、少なからず蠣崎氏も豊臣政権への働きかけをしていたものとみた。また、そのことは、結果として、夷島を国内へ取り込もうと考えようとする豊臣政権側の意図ともうまくはまり、遂に夷島は安東氏の手を離れ、蠣崎氏が実質的な夷島の領主となるのであつた。慶広は実季とともに上洛を果たすものの、一方ではしたたかに夷島独立に向けて布石を打っていたのであつた。

三 慶広の名護屋参陣と関ヶ原

(1) 「鎮狄」——統一政権が求めたもの

天正十九年（一五九一）、秀吉は明国遠征の前線基地となる肥前名護屋に築城を始め、翌年三月には、名護屋に集結させた六万の兵を朝鮮に渡海するよう命じた。この軍事動員に際して、津軽（大浦）為信は文禄元年（一五九二）から翌二年まで名護屋に参陣していたことが知られている。また、天正十八年の奥羽・日の本仕置のなかで、惣無事違犯で為

信などの領知が没収されたことがなかつたのは、朝鮮出兵がすでにスケジュールにあるなかで、北奥羽の金や材木は大陸へ侵攻するための戦略物資として、この地域の大名から拠出されるべきものであつたという見解が示されている。³⁵⁾

さて、このとき、奥羽の諸大名は、朝鮮半島南部にある慶尚南道の晋州城を攻略するための新たな軍團の中に編成された。³⁶⁾ しかし、津軽為信と当时釜山に渡っていた伊達政宗は、この軍團編成から除かれていたのであつた。そして、結局は晋州城攻めの軍勢の渡海は取り止めとなつた。

これに対し、為信とおなじく天正十八年に上洛し、夷島の実質的な領主権を認められた蠣崎氏についてはどうであつたか。文禄二年正月二日、夷島の蠣崎慶広が参陣したことにより、秀吉は大変喜んだといい、『新羅之記録』はつぎのように伝える。

文禄二年正月二日、於肥前州名護屋之御陳城大閣秀吉公曰、欲攻隨高麗國令在陳之處、不思寄狄之千嶋之屋形凌遼遠路來儀、誠以神妙也、被入高麗國於手裏縛更無疑、而歡悅不斜、

これによれば、慶広の参陣は、秀吉によっては思いも寄らないことであつたようだ。そして、この時に慶広は、秀吉から望むものを求められ、木下半助吉政を通じて言上し、正月六日に「国政之御朱印」などの発給を受けた。さきに示したように、慶広の帰国後、『新羅之記録』では父季広が「貴殿今成日本國之大將軍大閣秀吉公之直忠臣」と喜び、これでもつて蠣崎氏は大名としての自立が認められたと認識している。そして、慶広の帰国について『新羅之記録』は、正月八日に慶広は秀吉の前に召

し出され、

同八日被召秀吉公御前、令急帰國、宜鎮狄而、御暇之時賜呉服二重、
(文禄年正月)

道服一、銀子三百両、
(傍線は引用者による)

と、急ぎ帰国し「鎮狄」を命じられたとある（傍線部）。これによつて、慶広は朝鮮への渡海は回避されたのであつた。

この一連の慶広の行動について、海保領夫氏は、加藤清正がオランカイに侵攻したことをきっかけに、このオランカイが夷地に近いという観念が広まり、慶広は秀吉から夷地側から朝鮮に侵入を命じられかねない状況が生じていた。そこで、慶広は名護屋へ参陣し「朝鮮に近い」夷地に備えることで渡海を回避しようとしたする、彼の政治的手腕を評価する。^{〔37〕}

それでは、ここで、慶広の名護屋参陣について検証してみることにしよう。文禄元年三月十三日に、秀吉は、出羽・陸奥・日の本から名護屋へ集結する軍勢の路地の渋滞を憂慮する旨の書状を発給するが、その四か条目に、

一、去朔日雖被成御動座候、さき／＼之人数つかへ候ニ付て、大納

言・加賀宰相、到名護屋参陳候、奥方者共無人にて可罷立候、雖

被仰付候、関東出羽奥州、日之本已諸卒不残罷立候而、事外路地

つかへ候条、人数おき次第二可為着座候事、

とある。^{〔38〕}「日之本」は東の果てを意味する觀念的な表現ではある。しか

し、天正十八年の奥州仕置はこの「日之本」までを版図に組み入れるものであり、具体的には夷島に出仕を求めるこれが実現した訳であるから、

傍線部にいう「諸卒」には蠣崎氏をも意図しているものとみていいだ

ろう。そうすると、さきの『新羅之記録』の記事で、秀吉が慶広の参陣を思いも寄らないものと記すのは誤りで、秀吉の求めに応じて慶広は参陣したとみるべきではないか。

しかも、『新羅之記録』では、慶広の弟吉広について

八男采女正作左衛門吉広 母家女 長広同
(季広)

文禄元年、至肥前州名護屋、

慶長五年三月十五日、摂州大坂城西丸而慶広朝臣共奉謁家康公、
とある。吉広は慶広に同行して名護屋に向かい、文禄元年のうちに到着していたとみていいであろう。つまり、『新羅之記録』の正月二日の記事は、おそらくは多くの大名衆がそうであつたように、慶広が年頭の挨拶に出向いたときのシーンであつたと考えられるのである。また、オランカイについては、たとえば、「日本人の知識に基づいて」書かれたという、フロイスの『日本史』の一節、

この朝鮮地方は八カ国に分割され、そのおのれのに、たとえば赤い国、白い国、緑の国、紫の国というように色の名が付されている。

（中略）

北部および北東部ではタルタール（韃靼）人とオランカイ人（の土地）に接している。

オランカイ人（の土地）は、日本の北部と大きい入江を形成し、

蝦夷島の上方で北方に向かつて延びている突出した陸地である。^{〔39〕}（オランカイ人は）、蝦夷（島民）とも交易している。このように朝鮮人はタルタール人やオランカイ人としばしば接触し、彼らに対して勇敢に抵抗している。^{〔40〕}

（傍線は引用者による）

であるとか、「吉野甚五左衛門覚書」にみえる「爰に一つの大里有り唐高麗のさかいなるりうとう國といふ國とおらんかいと聞へしは。日本国にはゑぞといふ。唐土よりは。遼東たつたん國。高らいよりはをらんかい。」とあるように、この頃オランカイが夷地に近い、もしくはオランカイが夷地とおなじであるという認識が急速に広まっていた。慶広はこれを日本海ルートで知り、急遽参陣したという。⁽⁴³⁾ただ、オランカイの情報については、慶広が秀吉と対面する前の文禄元年九月、加藤清正が秀吉の馬廻頭木下吉隆に宛てて、清正が侵攻したオランカイについて報告している。その報告には、ヌルハチによる女真族の統一戦争が進攻するオランカイのようすが伝えられていた。⁽⁴⁴⁾

したがつて、オランカイの情報はすでに秀吉の耳にも達していただろう。しかも、オランカイが夷地に近いという地理情報が共有されるものだとすれば、正月八日の慶広への「鎮狄」の命令は、朝鮮出兵下で蠣崎氏に課せられた軍役であつたと考えるべきであろう。つまり、天正十八年の夷島出仕は、異域を国内に組み込むものであり、それは秀吉政権の軍役に、否応なく応えなくてはならなかつたことを意味するのである。

(2) 松前氏にとつての「関ヶ原」

慶長三年（一五九八）の秀吉の死後、慶広は翌慶長四年に、

○松前年々記曰、冬於「大坂西郭」、呈^二上累世系譜及蝦夷地図。⁽⁴⁵⁾

〔福山秘府〕年暦部卷之三⁽⁴⁶⁾

そして、

同〔張札左支通〕

庶子家譜曰、慶長四冬、大坂ノ丸ニ而、家康公上意稱号改「松前」ト有リ。

〔『福山秘府』公用之部卷之九⁽⁴⁶⁾〕とあるように、二男忠広とともに大坂へ登り、徳川家康へ「世系譜及蝦夷地図」を呈上した。これは、家康への服属行為であつて、これを通じて「豊臣家の家臣から徳川家の家臣へ鞍替えした」という。同時に「家康公上意」でもつて姓を蠣崎から「松前」に改めた。

そして、慶長五年に関ヶ原の戦いを迎えることになるが、『新羅之記録』をはじめ、松前藩の正史である『福山秘府』なども、このときのようすについては一切書き留めていない。もちろん、記事がないからといってまったく無関係であつたということではない。たとえば、天正十九年の九戸一揆についても『新羅之記録』記事はみられないが、慶広はこの一揆鎮圧軍に参陣したという記録が残っている。⁽⁴⁸⁾そして、関ヶ原の戦いについて海保嶺夫氏は、

関ガ原合戦には松前氏は一切関わりを持たない（要するに徹底した日和見）にもかかわらず徳川氏から何らの制裁も加えられていない（大坂陣には出兵）。のみならず地位強化さえ果たしているのである。

と評価し、通史・概説書などにおいても松前氏と関ヶ原の戦いについてはまず記述されることはないようだ。ここでは、さきに述べた、朝鮮出兵時の津軽・蠣崎（松前）両氏の軍役を手がかりにこのテーマについて考えてみたいにしたい。

津軽為信のばあい、慶長五年八月十九日の徳川秀忠の書状によつて出

陣が催促される。⁽⁵⁰⁾ そして、美濃国に出陣して大垣城攻めに参加した。ただ、このとき奥羽の諸大名は上杉景勝の包囲網へと編成されており、為信がひとりこれから外れて、大垣城攻めに参加していたということになる。実は、その理由のひとつが、この時の軍役が、朝鮮出兵時の軍役に連動しているからであるという。⁽⁵¹⁾ つまり、朝鮮出兵の際の晋州城攻めの軍団編成が、奥羽の諸大名の軍団編成の基本となつており、そのため、為信が上杉包囲網から外れ、関ヶ原（大垣城攻め）への参陣という状況がもたらされたのであった。⁽⁵²⁾

さて、この津軽氏への軍役をふまえて、松前氏の軍役を考えてみると、にしよう。まず、課せられた軍役が朝鮮出兵時のものとおなじであつたとすると、当時蠣崎（松前）氏に課せられた軍役は、「鎮狄」がそれであった。つまり、帰国して夷地に近いオランカイに備えよというものであつた。したがつて、関ヶ原に関しては、津軽氏よりも遠方にあるということで出陣を見送られたのでなければ、この時も「鎮狄」の役割を担つていたとまずは考えられよう。

この頃家康は、一五八三年以来のヌルハチによる女真族の統一戦争に神経を尖らせており、紙屋敦之氏は『新羅之記録』の慶長四年の記事、
慶長四年冬、於摂州大坂之御城西丸、十一月七日被召家康公御座間、
被御覽狄之島之絵図、北高麗之様体有御物語、
(傍線は引用者による)

彼者松前伊豆守云狄之千嶋之屋形屋、抑北高麗与奥狄者其境近之由
為被聞召及、向後者可令会合嘶、
(傍線は引用者による)
と紹介している。ここからも、家康がオランカイ（韃靼）に無言の脅威を感じ、強い関心を寄せていたとする。⁽⁵⁴⁾ この史料解釈によるならば、関ヶ原の戦いの時点においても、松前氏を「鎮狄」目的のために夷島に留まらせるることは十分に考えられ、それが関ヶ原における松前氏の軍役だったと想定できるのである。

つまり、松前氏は関ヶ原の戦いには直接的には関わつてはいないものの、それは決して「日和見」ではなかつた。家康が神経を尖らせていたオランカイでの事態に備え夷島に留まつて備えることこそが、松前氏が徳川政権に課せられた軍役だったのである。諸大名が豊臣・徳川両政権から課せられたふたつの軍事動員において、蠣崎（松前）氏が担つたのは、いざれも北方域（オランカイ）の脅威に備えるものであつた。

こうして、松前（蠣崎）氏は、統一政権からの軍役に応えることで、近世大名としての地歩を固めてゆくのであつた。

むすびにかえて

天正十年（一五八二）、後に松前藩の初代藩主となる蠣崎（松前）慶広は、父季広から家督を譲り受けた。慶広は三男で、浪岡御所北畠氏にある記述の「北高麗」をオランカイ（韃靼）とし、「北高麗之様体」を女真族の統一戦争と解釈する。⁽⁵³⁾ さらに、家康は、慶長十五年に駿府城で慶広を、対馬宗氏の家老柳川豊前守と引き合わせ、

広が家督を譲ることになった。その間、慶広派とその弟正広派とが対立したというが、その背景には、浪岡御所—慶広、下国安東氏—正広といった関係性があつたか。

さて、天正十八年十二月、慶広は、下国安東実季を伴い上洛を果たした。そして、この上洛をもって、慶広は実質的な夷島の領主となつた。上洛そのものは、秀吉の出仕命令に応じたものであるが、一方で慶広自身も夷島の独立に向けて手を打っていた。それは、南部氏と好みを通じることで具体化する。情報収集力に長け、豊臣政権の重臣前田利家を取次役としていた南部氏に接近することで、慶広の思いを実現させようと目論んだのである。その契機となつたのは、下国安東愛季が天正十五年に亡くなつたことにある。すぐさま天正十六年には南部氏に近づいている。とくに、天正十七年九月の南部氏への鷹の献上は、その直前に惣無事違犯の聴取のために、南部氏とともに実季は上洛を求めていたことを十分に意識したものであつたとみられる。ただ、この時には実季の上洛は実現せず、いよいよ天正十八年を迎えた。

天正十八年、豊臣政権はついに夷島への出仕を命じた。ここに、蟻崎氏は上洛を果たさなくてはならなくなつた。この年の十二月、実季の上洛の意思を耳にした慶広は、まだ十分な根回しができていなかつたのか、急遽渡海して、実季と合流する前に前田利家などと会い根回しをした。こうした背景があつて、慶広の上洛は達成されたのであつた。そして、慶広は実質的な夷島の領主権が認められたのであつた。

もちろん、慶広や津軽の大浦為信の境界の諸勢力が上洛を果たしたことで、全国政権として豊臣政権はその指揮権を手にしたということにな

る。そして、翌天正十九年の九戸一揆における軍事動員は、その最初のものとなつた。松前家に伝わる家譜などでは九戸一揆に関する記述はないが、慶広もまた秀吉からの軍役に応じていた。そしてまた、これに続く朝鮮出兵に際してもしつかりその軍役体系のなかに位置づけられたのであつた。慶広に課せられた軍役は、オランカイの情勢に備えた「鎮狄」である。そしてこれは、関ヶ原の戦いの際でもおなじであった。松前家の史料には記述はまつたくみえないが、当時家康もやはりオランカイの情勢に神経を尖らせていてこと、さらには、津軽氏が課せられた軍役を手掛かりにすると、松前氏に課せられた軍役は、このときもオランカイの事態に備えることであつた。決して松前氏は「日和見」を決めこんでいたのではない。つまり、これらふたつの軍役はともに北方域（オランカイ）の脅威に備えることであり、ある意味では、これこそが、統一政権から夷島の領主に与えられた位置づけでもあつたといつていいだろう。

関ヶ原の戦い、そして、その戦後処理を通じて、北奥羽に徳川氏による近世的な領域支配が形成された。たとえば、中世以来北羽地方に盤踞し、松前（蟻崎）氏がかつて「家督」と仰ぎ続けていた秋田（檜山下国安東）氏が常陸へ転封となり、常陸の佐竹氏が入部した。これに対して、北奥の津軽・南部の両氏、夷島の松前氏については変動はなかつた。ただ、徳川政権の動静については常に意を払わなくてはならず、伏見で政務を行う家康、さらには対朝廷という意味合いから、津軽氏は為信とその子信建・信枚三人は慶長六年（一六〇一）から活動の舞台を上方に移していることは、長谷川成一氏が明らかにしたところである。^{〔註〕}

一方、松前氏では、慶長六年四月に慶広の子盛広が京・伏見に赴き、

「尚以天下之様子大形如此候」^{〔5〕}と関ヶ原の戦い以降の政治情勢を国元に

報告している。そのなかに「一、我等指南ニ頼入候は、本多佐州・村越

茂介両人ニ而御座候、中川市右衛門文作馳走仕候」とあり、後に家康

側近として幕政を担う本多佐州（正信）と、徳川政権では吏僚派のブレーンのひとりである村越茂介（直吉）といつた面々に指南役を頼んでいる。つまり、異域夷島の領主松前氏も、最早天下の動向にアンテナをめぐらし、その身を出していかなくてはならなかつたのである。ここに、夷島・北奥の中世的世界は完全に幕を閉じたのであつた。

註

- (1) 工藤大輔「アイヌ民族との戦いと「北の武士団」」（長谷川成一ほか編『北方社会史の視座—歴史・文化・生活』第一巻、清文堂、二〇〇七年）。
- (2) 長谷川成一「近世東北大名の自己認識—北奥と南奥の比較から」（渡辺信夫編『東北の歴史再発見—国際化の時代をみつめて』、河出書房新社、一九九七年）。
- (3) 北海道編『新北海道史』第七巻史料一、一九六九年。
- (4) (1) におなし。
- (5) 蠍崎阿陀季広書状写（『新編弘前市史』資料編1古代・中世、弘前市長公室企画課、一九九五年、一〇二三号文書）。
- なお、正広らが上洛し安土城で接待を受けたのを八月としたのは、『信長公記』（同右一〇一九号文書）によつた。
- (6) 遠藤巖「戦国大名下国愛季覚書」（羽下徳彦編『北日本中世史の研究』吉川弘文館、一九九〇年）。

究』（吉川弘文館、一九九〇年）。

(7) 横森進「蝦夷島からみた天下統一」（朝尾直弘『大系日本の歴史8天下統一』、小学館ライブラリー、一九九三年）。

(8) 『浪岡町史』第二巻（浪岡町、二〇〇四年）。

なお、正広が安土城で接待を受けたその日、山北角館城主戸沢氏の上洛使節前田薩摩守時信も信長書状を与えられ、正広とおなじく帰国後にその書状を掲げて独立しようとしたという。

(9) (6) におなし。

(10) 佐々木孝二編『総合研究津軽十三湖』（北方新社、一九八八年）。

(11) 蠍崎入道阿陀季広書状写（『新青森市史』資料編2古代・中世、青森市、二〇〇五年、中世第I部一二三〇号文書）。

(12) (8) におなし。

(13) 同右。

(14) 同右。

(15) 海保嶺夫『近世蝦夷地成立史の研究』（三一書房、一九八四年）。

(16) 豊臣秀吉朱印状写（『青森県史』資料編近世1、青森県、二〇〇一年、第I部四五号文書）。

(17) 『太閤さま軍記のうち』（海保嶺夫編『中世蝦夷資料』、三一書房、一九八三年、五八七号文書）。

(18) 長谷川成一『近世国家と東北大名』（吉川弘文館、一九九八年）。

(19) 豊臣秀吉書状写（(16) 第I部四四号文書）。

(20) (18) におなし。

(21) (15) におなし。

(22) 秋田市、一九九九年。

(23) 能代市、二〇〇八年。

(24) 土井忠生ほか編訳『邦訳日葡辞書』（岩波書店、一九八〇年）。

- (25) 海保嶺夫氏は、七月晦日付の秀吉朱印状に関する記述が松前家の記録に一切記されていないことから、この年の上洛は慶広自身の判断でした。よう記さなくてはならない理由があり、それは「あくまでもエゾ」であつたからとする（海保嶺夫『エゾの歴史—北の人びと』、「日本」、講談社選書メチエ、一九九六年）。
- 蟻崎氏が「エゾである」という理由については議論の余地はあるかと思うが、ここで慶広の上洛に関する『新羅之記録』の記述は、筆者によるなんらかの意図があつたものとは考えられよう。
- (26) 豊臣秀吉朱印状（(16) 第I部二号文書）。
- (27) (23) におなじ。
- (28) 『青森県史』資料編中世1（青森県、二〇〇四年）。
- (29) (15) におなじ。
- (30) 『新青森市史』資料編2古代・中世（青森市、二〇〇五年、中世第一部二八九号文書解説）。
- (31) (23) におなじ。
- (32) (18) におなじ。
- (33) 海保嶺夫『中世の蝦夷地』（吉川弘文館、一九八七年）。
- (34) (18) におなじ。
- (35) 長谷川成一ほか『青森県の歴史』（山川出版社、一〇〇七年第四刷）。
- (36) 長谷川成一「文禄・慶長期津軽氏の復元的考察」（同編『津軽藩の基礎的研究』、国書刊行会、一九八四年）。
- (37) (15) におなじ。
- (38) 豊臣秀吉朱印状写（(16) 第I部一二七号文書）。
- (39) (18) におなじ。
- (40) 松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』2 豊臣秀吉編II（中央公論社、一九七七年）。
- (41) 同前。
- (42) 『続群書類從』第二六輯下（続群書類從完成会、一九二三年）。
- (43) (15) におなじ。
- (44) 紙屋敦之『大君外交と東アジア』（吉川弘文館、一九九七年）。
- (45) 『新撰北海道史』第五卷史料一（北海道庁編、一九三六年）。
- (46) 『新撰北海道史』では、この巻之九を「北見氏旧蔵福山秘府公辺用儀之巻上を以て補ふ」とある。
- (47) (15) におなじ。
- (48) (17) には、『奥羽永慶軍記』『奥南旧指録』巻之二のほか、松前家の史料では、明治十一年（一八七八）になつた『松前家記』一の記事が掲載されている。
- (49) (15) におなじ。
- (50) 「徳川秀忠書状」（(16) 第I部二七四号文書）。
- (51) (36) におなじ。
- (52) 同右。
- (53) (44) におなじ。
- (54) 同右。
- (55) (36) におなじ。
- (56) 松前守広書状写（(16) 第I部三〇一号文書）
- （くどう・だいすけ 青森市市史編さん室事務長）